

## 京丹後市コミュニティビジネス応援条例(案)の概要

### 1 条例制定の背景及び目的

都市部への人口流出や少子化等により、過疎化・高齢化の進行に伴い、各種産業の活性化、福祉・医療・子育てなどの様々な分野で社会的課題が顕在化し、また、地域社会における活力の低下も課題となっている中で、多様化する価値観等を背景に、地域の特色・環境に応じ市民みんなが住みやすく将来に希望のもてるまちづくり、市民が中心・主体となった特色と活力のある地域社会の創造がますます求められています。

このような中、地域資源や地域環境を活かし市民が中心となって社会的課題の解決を推進し、それと同時に、特色と活力ある地域社会の本格的な創造に貢献していくため、市域全域にわたり多様なコミュニティビジネスの創出、育成を図るとともに、併せて、生活基盤の円滑・機動的な整備を進め、もって、過疎化の歯止めと定住促進に貢献し、地域の振興と活性化を持続的に図っていくことを目指し、この条例を制定します。

### 2 条例の概要

#### ■第1条（目的）

条例の目的について記述しています。

#### ■第2条（定義）

コミュニティビジネス及び地域活動団体の定義について記述しています。

#### ■第3条（施策内容及び推進方法）

コミュニティビジネスの創出及び事業活動を応援するための支援策について記述しています。

#### ■第4条（市民の役割）

コミュニティビジネスにおける市民の役割について記述しています。

#### ■第5条（関係機関等との連携）

関係機関及び関係団体との連携について記述しています。

#### ■第6条（大学等の協力と参画）

大学等の協力及び参画について記述しています。

#### ■第7条（支援の対象分野）

応援の対象となるコミュニティビジネスの活動分野の例示について記述しています。

#### ■第8条（基金の設置）

基金の設置及び寄付金の活用について記述しています。

#### ■附則

### 3 施行期日について

平成26年4月1日から施行します。